

令和3年度高知県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)への対応として緊急に必要となる患者等の入院病床の確保、医療提供体制の整備等について支援を行うことによる公衆衛生の向上を目的とし、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく県内の病院及び診療所(以下「医療機関」という。)の開設者(以下「補助事業者」という。)が、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和3年4月1日付け厚生労働省通知)に定める実施要綱に基づき、次に掲げる事業を実施する際の経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 入院患者を受け入れる病床の確保、消毒等の支援事業

新型コロナウイルス感染症患者又は疑似症患者(以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。)について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)等に基づき当該患者を入院させるに当たって、病床の確保、対応後の消毒及び患者対応を行う医療従事者の宿泊施設確保等を支援する。

ア 対象となる医療機関

(ア) 感染症指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条に規定する感染症指定医療機関をいう。)

(イ) 入院協力医療機関(「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)」(令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)に基づく県の依頼に対し、新型コロナウイルス感染症患者を入院させることを承諾した医療機関をいう。)

(ウ) 疑い患者受入協力医療機関(「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」(令和2年6月16日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)に基づき指定した医療機関をいう。)

イ 対象事業

(ア) 病床確保

病床確保の対象となる病床は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、県と事前に協議した病床に限るものとし、当該病床には、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床を含むものとする。ただし、(2)新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業の対象となる病床は、この事業の対象外とする。

なお、病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いること。

(イ) 消毒等

消毒等の対象は、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じて消毒を行った場合に対象とする。

(ウ) 宿泊施設確保

医療従事者の宿泊施設確保の対象は、医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設であって、当該医療機関の医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合又は基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に限るものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

県が「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」（令和2年6月16日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に基づき指定した重点医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床（稼働病床）が空床となった場合に、空床確保に要する費用を支援する。併せて、専用病棟化のために休床とした病床（休止病床）についても、同様の支援を行う。

なお、病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いること。

ア 対象となる医療機関

(ア) 重点医療機関である特定機能病院等（特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れていると知事が認める医療機関をいう。）

(イ) 重点医療機関である一般病院（上記（ア）以外の重点医療機関をいう。）

(3) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

発熱、咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療することができるよう、設備整備への支援及び支援金の給付を行う。

ア 対象となる医療機関

救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入患者の入院加療が必要と判断された場合、受入医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めらるるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

イ 対象事業

設備整備等事業

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な以下の整備等を支援する。なお、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

A 新設又は増設に伴う初度整備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費

B 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド）

C 簡易陰圧装置

D 簡易ベッド

E 簡易診療室及び付帯する備品

- F HEPAフィルター付き空気清浄機
- G HEPAフィルター付きパーテーション
- H 消毒経費
- I 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品
- J 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

(4) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

県の調整のもと、新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するため、治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器や体外式膜型人工肺）を正しく扱うことができる医師等医療従事者の派遣を行う医療機関（派遣元）に対し、その派遣実績に応じて支援する。ただし、派遣される医師等医療従事者は、人工呼吸器又は体外式膜型人工肺に関する臨床上の十分な経験及び研修の受講実績がある者とする。

(5) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業

職員の新型コロナウイルス感染により、休業や診療縮小を余儀なくされた医療機関が診療の再開又は継続をするために必要な消毒又はHEPAフィルター付き空気清浄機の整備を支援する。

(6) 新型コロナウイルス感染症に感染した医師等に代わり診療を行う医師派遣体制の確保事業

新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む。以下この号において同じ。）し、診療を行うことができなくなった医師等が勤務する医療機関（派遣先）において代わりに診療に従事するため、医師等の派遣を行う医療機関（派遣元）に対して、その派遣実績に応じて支援する。ただし、派遣期間は、新型コロナウイルス感染症に感染した医師等が、その治療又は就業制限のため、勤務している医療機関において診療に従事することができない期間とする。

（補助率及び補助対象経費）

第3条 前条に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の第1欄に掲げる補助事業ごとに、同表の第2欄に掲げる基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から補助事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

る。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更（補助金額の増額又は30パーセントを超える減額に限る。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助事業者は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないこと。
- (12) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

(概算払)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い事情が存する場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）には、その金額を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(検査等)

第10条 知事は、必要であると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、第2条第1号イ（ア）のなお書き及び同条第2号のなお書きについては令和4年1月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>(1) 入院患者を受け入れる病床の確保、消毒等の支援事業</p>	<p>次の(1)、(2)、(3)の区分ごとにそれぞれ算出した額</p> <p>(1) 病床確保経費 下記アによる1床当たり1日単価×知事が必要があると認めた延べ病床数 なお、即応病床使用率(前3ヶ月間)が県平均の30%を下回る医療機関(例：平均が70%の場合、49%を下回るとき)については、下記イによる1床当たり1日単価とする(なお書きについては、令和4年1月1日以降適用)</p> <p>ア. 通常単価 【感染症指定医療機関・入院協力医療機関】 ・ICU内の病床を確保する場合 97,000円/日 ・重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 41,000円/日 ・上記以外 16,000円/日</p> <p>【疑い患者受入協力医療機関】 ・ICU 301,000円/日 ・HCU 211,000円/日 ・上記以外 52,000円/日 (療養病床での確保の場合で、休床病床の場合 16,000円/日)</p> <p>イ. 県平均を下回る場合の単価 【感染症指定医療機関・入院協力医療機関】 ・ICU内の病床を確保する場合 68,000円/日 ・重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 29,000円/日 ・上記以外 11,000円/日</p> <p>【疑い患者受入協力医療機関】 ・ICU 211,000円/日 ・HCU 148,000円/日 ・上記以外 36,000円/日 (療養病床での確保の場合で、休床病床の場合 11,000円/日)</p>	<p>(1) 空床確保経費 基準額×延べ空床数(患者を受入れ、入院させた期間を除く。))</p> <p>(2) 消毒経費 新型コロナウイルス感染症患者が使用した病室又は病棟を消毒するために必要な次の経費 需用費(消耗品)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>(3) 宿泊施設確保経費 医療従事者が宿泊するために借り上げた宿泊施設の賃料</p>	<p>10分の10</p>

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	<p>(2) 消毒等経費 知事が必要があると認めた額</p> <p>(3) 宿泊施設確保経費 1室当たり13,100円/日×知事が必要があると認めた日数</p>		
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業</p>	<p>下記(1)による1床当たり1日単価×知事が必要があると認めた延べ病床数 なお、即応病床使用率(前3ヶ月間)が県平均の30%を下回る医療機関(例:平均が70%の場合、49%を下回る時)については、下記(2)による1床当たり1日単価とする(なお書きについては、令和4年1月1日以降適用)</p> <p>(1) 通常単価 ア. 重点医療機関である特定機能病院等 ・ICU 436,000円/日 ・HCU 211,000円/日 ・上記以外 74,000円/日 (療養病床での確保の場合で、休床病床の場合 16,000円/日)</p> <p>イ. 重点医療機関である一般病院 ・ICU 301,000円/日 ・HCU 211,000円/日 ・上記以外 71,000円/日 (療養病床での確保の場合で、休床病床の場合 16,000円/日)</p> <p>(2) 県平均を下回る場合の単価 ア. 重点医療機関である特定機能病院等 ・ICU 305,000円/日 ・HCU 148,000円/日 ・上記以外 52,000円/日 (療養病床での確保の場合で、休床病床の場合 11,000円/日)</p> <p>イ. 重点医療機関である一般病院 ・ICU 211,000円/日 ・HCU 148,000円/日 ・上記以外 50,000円/日 (療養病床での確保の場合で、休床病床の場合</p>	<p>基準額×延べ空床数(患者を受入れ、入院させた期間を除く。)</p>	<p>10分の10</p>

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
	11,000円/日)		
<p>(3) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>設備整備等事業 次の設備ごとにそれぞれ算出した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床当たり 133,000円 ・个人防护具 1人当たり 3,600円 ・簡易陰圧装置 1床当たり 432万円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要があると認めた額 ※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。 ・HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応なものに限る。) 1施設当たり 905,000円 ・HEPA フィルター付きパーティション 1台当たり 205,000円 ・消毒経費 知事が必要があると認めた額 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり 30万円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症疑う患者に使用する保育器 1台当たり 150万円 	<p>設備整備等に必要な次の経費 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	10分の10
<p>(4) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業</p>	<p>次の(1)、(2)の区分ごとにそれぞれ算出した額</p> <p>(1) 医師 1人1時間当たり 15,100円×知事が必要があると認めた延べ時間</p> <p>(2) 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円×知事が必要があると認めた延べ時間</p>	<p>医師等を入院対応を行う医療機関に派遣するために必要な次の経費 賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)及び委託料</p>	10分の10

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>(5) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業</p>	<p>次の(1)、(2)の区分ごとにそれぞれ算出した額</p> <p>(1) 消毒費用等 1施設当たり 60万円</p> <p>(2) HEPAフィルター付き空気清浄機購入経費 905,000円×知事が必要があると認めた台数。ただし、1施設あたりの上限は2台とする。</p>	<p>診療再開に必要な次の経費 需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>2分の1</p>
<p>(6) 新型コロナウイルス感染症に感染した医師に代わり診療を行う医師派遣体制の確保事業</p>	<p>次の(1)、(2)の区分ごとにそれぞれ算出した額</p> <p>(1) 医師 1人1時間当たり 15,100円×知事が必要があると認めた延べ時間</p> <p>(2) 薬剤師 1人1時間当たり 5,520円×知事が必要があると認めた延べ時間</p>	<p>医師等を派遣するために必要な次の経費 賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)及び委託料</p>	<p>10分の10</p>

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。